

別表第 2

協議を行う課	協議すべき事項
政 策 調 整 課	自治会に関する事(要綱第 4 条第 4 項から第 6 項)
安 心 安 全 推 進 課	消防水利施設に関する事(要綱第 14 条) 防犯施設に関する事(要綱第 19 条) 防災に関する事
上 下 水 道 課	汚水排水施設に関する事(要綱第 11 条) 衛生(公共下水道)に関する事(要綱第 12 条) 水道施設(要綱第 15 条)
環 境 衛 生 課	衛生(水洗(浄化槽))に関する事(要綱第 12 条) ごみ集積施設に関する事(要綱第 17 条) 環境保全(公害の防止)に関する事(要綱第 20 条)
地 域 活 性 課	農地に関する事 水利関係団体に関する事 森林に関する事
福 祉 政 策 課	福祉に関する事
教 育 総 務 課	学校に関する事
生 涯 学 習 課	文化財に関する事(要綱第 21 条)
ま ち づ く り 推 進 課	中高層建築物等の建築に伴う事前協議の事務手続きに関する事 都市計画に関する事 法定外公共物に関する事 道路に関する事(要綱第 9 条) 雨水排水施設に関する事(要綱第 10 条) 雨水流出抑制施設に関する事(要綱第 13 条) 交通安全施設に関する事(要綱第 18 条) 交通安全対策に関する事(要綱第 22 条)
提 出 部 数	9 部 上記以外で建築計画により町長が必要と判断する部数